

奈良県告示第九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成三十年六月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

奈良市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画道路事業三・四・一〇三号奥柳登美ヶ丘線

三 事業施行期間

平成三十年六月五日から平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

奈良市学園南一丁目及び学園南三丁目地内

(二) 使用の部分

なし